

「給与制度の総合的見直し」に対応した賃金切り下げに反対する特別決議

2006年4月、熊本大学使用者は、国家公務員の「給与構造の見直し」への対応と称し、合理的根拠を一切示すことなく教職員の基本給を平均4.8%、最大7%も一方的に切り下げた。一方、大都市圏の国立大学法人においては、同様の基本給切り下げを行いつつも、新たな「地域給」が支給され、その結果、熊本大学と大都市圏の大学の間に従来から存在していた最大12%の給与格差が18%に広がった。これにより、熊本大学の給与水準は全国の国立大学法人中最低の地位へと叩き落とされたのである。その後幾度となく繰り返された基本給および一時金の引き下げと相まって、熊本大学では教員の流出に歯止めがかからず、とりわけ文系の教員については、給与格差のため教授採用人事が不成立となる事態さえ生じている。さらに、熊本大学使用者は「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律」への対応として不当に実施した19ヶ月にもわたる平均7.8%、最大9.77%の給与減額により、教職員の士気を著しく低下させている。

このような状況下で、人事院は、2013年人事院報告において「給与制度の総合的見直し」（以下「総合的見直し」）への着手を表明し、さらなる基本給の引き下げと地域給の格差拡大の方向性を示している。今年5月に国公労連に提供された資料によると、従来は全国平均に基づいていた官民格差の算定方式が、国内の下位25%にあたる12の都道府県の給与水準に合わせて見直されることにより、基本給が全国一律に平均2%、高齢層においては5~6%引き下げられることになる。しかも、これにより生じた原資は、東京地区の中央官僚の地域給に上乘せされる。したがって、人事院の狙いは、転勤のある中央採用の国家公務員を優遇しつつ、地方で継続して働く公務員や独立行政法人職員の賃金を徹底的に抑制することにあると言える。

大都市圏の大学のみならず、熊本大学の使用者が仮にこの「総合的見直し」を教職員の給与制度に無批判に適用するならば、すでに低水準にある熊本大学教職員の賃金はさらに劣悪なものとなる。これにより、待遇面における熊本大学の求心力は完全に失われ、人の流れは国立大学から大手私立大学へ、熊本から大都市圏へと固定され、優秀な医療職員や教員の確保は絶望的になる。また、賃金格差のさらなる拡大を黙認することは、熊本大学に働き続ける教職員に対しても、熊本大学の使命の達成にむけた取り組みにおいて大都市圏の大学教職員の8割程度の成果しか期待しない、あるいはできないと使用者自ら宣言することにほかならない。地域社会が熊本大学に期待する教育・医療サービスは8割程度提供できれば十分であり、世界に対して還元する研究成果もその程度で構わないというメッセージを教職員のみならず国民に対して発することになるのである。

また、国公労連は「総合的見直し」により地方出先機関の国家公務員、地方公務員、旧国立病院に加え、国立大学法人の賃金が切り下げられることにより、地方経済に及ぼす被害が甚大であると試算している。民間の給与水準の低い熊本で熊本大学がさらに賃金を抑制するならば、熊本の経済活動の低迷は避けられず、最低賃金も抑制されるため、新たな貧困を生み出す可能性を否定できない。

我われ熊本大学教職員組合は、熊本大学使用者に対し、他の国立大学法人—とくに地方の国立大学法人—と協力して「総合的見直し」を運営費交付金算定に適用しないよう政府に対して強く要請すること、および熊本大学教職員の賃金水準を維持・改善するため最大限の努力を行うことを要求し、一方的な引き下げ提案がなされるならば反対の姿勢を断固として貫き、これを阻止するための闘いに全力を尽くす。

以上、決議する。

2014年7月29日

2014年度熊本大学教職員組合定期大会